（地方税法の一部改正）

第二十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「及び第二号」を「及び第三号」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十六条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第五項を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「若しくは第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第七項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項若しくは第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条の十一第一項」に、「若しくは第百五十六条の八十六第一項若しくは第四項」を「、第百五十六条の八十六第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十八条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四百二条第一項、第四百七十三条第一項及び第五百十三条第一項中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に、「おいて準用する同項に規定する預金等の払戻し」を「規定する支払対象預金等の払戻し」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第二十九条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ル中「第六十三条第五項に規定する特例業務届出者」を「第六十三条第二項の規定による届出をした者」に、「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号ニ⑾において同じ。）であった者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ⑾において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ⑾において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の十三⑾中「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の十一第一項第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項及び第二項の表第百条の二の項中「第百条の二」を「第百条の二第一項」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第三十一条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「第十二号」を「第十五号」に改める。

第六十七条中「第二百七十一条の二十一第一項」を「第二百七十一条の二十一第二項及び第二百七十一条の二十一の二」に改める。

第百十一条第一項中「第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社」を「第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第二項中「第十六条の二第五項」を「同条第一項第十二号の三に掲げる会社」を「同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十二号の三に掲げる会社」を「同項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条第九項中「第十二号の三から第十四号まで」を「第十五号から第十七号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「（郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項」を「及び同条第四項」に改める。

第百二十条第一項第二号中「第十二号の二」を「第十四号」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき（第五号に該当する場合を除く。）。」に改める。

第百三十九条第一項中「第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「第百六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第二項中「第百六条第八項」を「第百六条第五項」に、「同条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二に掲げる会社」を「同項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条第九項中「第十三号の二から第十五号まで」を「第十六号から第十八号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項」を「及び同条第四項」に、「定める業務」を「定めるもの」に改める。

第百四十九条第一項第二号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき（第五号に該当する場合を除く。）。」に改める。

第百九十六条第三号中「、又は」を「（銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数（第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、」に、「銀行法」を「同法」に、「とき。」を「とき、又は第百十一条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社となったことを知った日から一年を超えて郵便貯金銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第十号中「子会社対象会社（同条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号において同じ。）」を「同条第九項に規定する子会社対象会社」に、「、又は」を「（保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（第百三十九条第一項に規定す